

※令和元年10月改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当)サービスコード表

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅰ	訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,172単位		1,172	1月に つき
A2	1114	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅰ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅱ	訪問型サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,342単位		2,342	
A2	1214	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅱ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅲ	訪問型サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位		3,715	
A2	1324	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅲ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅳ	訪問型サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 267単位 ※1月の中で全部で4回まで		267	1回に つき
A2	2414	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅳ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240	
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅴ	訪問型サービス費 (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 271単位 ※1月の中で全部で5回から8 回まで		271	
A2	2514	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅴ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244	
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅵ	訪問型サービス費 (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286単位 ※1月の中で全部で9回から1 2回まで		286	
A2	2624	訪問型サービス(訪問介護相当)Ⅵ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	4001	訪問型サービス(訪問介護相当)初回加算	初回加算			200	1月に つき
A2	4003	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月に つき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回に つき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月に つき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		

※令和元年10月改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による) I	訪問型サービスA費 (I)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,055単位	1,055	1月に つき	
A2	1124	訪問型サービスA(緩和した基準による) I・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	950		
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による) II	訪問型サービスA費 (II)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 2,108単位	2,108		
A2	1224	訪問型サービスA(緩和した基準による) II・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,897		
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による) III	訪問型サービスA費 (III)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 240単位 ※1月の中で全部で4回まで	240	1回に つき	
A2	2424	訪問型サービスA(緩和した基準による) III・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	216		
A2	2521	訪問型サービスA(緩和した基準による) IV	訪問型サービスA費 (IV)	事業対象者・要支援2 (週2回程度) 244単位 ※1月の中で全部で5回から8 回まで	244		
A2	2524	訪問型サービスA(緩和した基準による) IV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	220		
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	初回加算		200単位加算	200	
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月に つき
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算 (A2において共通のサービスコード)	所定単位数の15%加算			1月に つき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1回に つき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算 (A2において共通のサービスコード)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算		1月に つき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算 (A2において共通のサービスコード)	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		